

ファンドニュース

証券投資信託への時価算定会計基準の適用について



2021年2月

はじめに

2019年7月4日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(以下、会計基準第30号)および企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、適用指針第31号)を公表しました。一方、投資信託の時価の算定については関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後1年程度をかけて検討を行うこととされました。このニュースレターでは、会計基準公表後も継続して協議されてきた投資信託の時価算定に関する議論の内容、および2021年1月18日にASBJが公表した時価算定適用指針改正案の概要についてまとめております。なお、このニュースレターでは投資信託財産が金融商品である投資信託(以下、証券投資信託)にフォーカスしており、会計基準第30号および適用指針第31号の概要、ならびに不動産投資信託および組合の取り扱いはカバーしておりません。会計基準第30号および適用指針第31号の概要については以下のリンク先をご参照ください。

[企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の公表\(ASBJ\)](#)

証券投資信託への時価算定基準適用時の論点

証券投資信託への会計基準第30号および適用指針第31号適用時の論点を整理するにあたっては、(1)誰の財務諸表に関する議論なのか、(2)会計処理の議論なのか、あるいは開示(注記)上の議論なのか、といった二軸で整理すると理解がしやすいと考えます。図表1ではそれぞれの軸で代表的な論点をまとめており、以降のパートでそれぞれ詳述しています。なお、全ての証券投資信託における論点を網羅的に示しているわけではありません。

(図表1)

		(2)会計処理か開示(注記)か	
		会計処理	注記
(1)誰の財務諸表か	証券投資信託	第三者から入手した相場価格の利用 複数上場時の主要な/有利な市場 気配値の取り扱い	財務諸表等規則の要求
	投資家	保有する証券投資信託の評価	証券投資信託のレベル別開示

証券投資信託の財務諸表における会計処理上の論点

会計基準第30号および適用指針第31号は国際的な会計基準との整合性を図り、時価を出口価格としています。一方、証券投資信託は日々基準価額を算定するために、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」(以下、投資信託計理規則)に従い、一定程度画一化された価格付けを行ってきました。そういった背景から以下のような会計処理上の議論が交わされてきました。

(1) 第三者から入手した相場価格の利用

適用指針第31号においては、取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断できる場合、当該価格を時価の算定に用いることができるとしています(同指針第18項)。翻せば、企業は上記の判断を行う必要があり、適用指針第31号はその判断に当たっては、以下のような手続を例示しています。

時価算定適用指針における判断のための手続の例示

- ・ 第三者から入手した価格と企業が計算した推定値を比較
- ・ 会計基準第30号に従って算定がなされると期待される他の第三者から入手した価格と、当該第三者から入手した価格とを比較
- ・ 当該第三者が時価を算定する過程で、会計基準第30号に従った算定がなされているかの確認
- ・ 会計基準第30号に従って算定されている類似銘柄(同じアセットクラスであり、かつ同格付銘柄など)の価格と比較
- ・ 過去に会計基準第30号に従って算定されると確認した当該金融商品の価格の時系列推移の分析など商品の性質に合わせた分析

こういった手続の必要性自体は一般事業会社の財務諸表であっても証券投資信託の財務諸表であっても差異があるものではありませんが、証券投資信託の場合、日々基準価額が算定されるため、証券投資信託として日々の基準価額算定上も上記の対応が必要だとすると、一般事業会社以上に事務上の煩雑性が高まるということに留意が必要です。

この点に関連して投資信託協会は投資信託計理規則の一部改正(案)を2021年1月14日に公表し、「組入資産の評価に当たり、第三者から提供された価格を用いる場合、当該価格を評価に用いることについての妥当性、合理性等について、定期的に継続して社内で検証すること。又、委託会社は検証するために必要な社内体制を整備すること」としています。

(2) 複数上場時における主要または有利な市場

会計基準第30号および適用指針第31号においては、主要な市場または最も有利な市場における取引価格が時価を表すとされる一方で、取引が行われた市場がそのいずれでもない場合、取引価格が時価を表さないこともあります。また、従来、投資信託計理規則においては東京証券取引所を含む2以上の取引所に上場された株式は、東京証券取引所における計算日の最終相場で評価するとされており、仮に東京証券取引所が主要な市場または有利な市場と異なる場合、その最終相場が会計基準第30号および適用指針第31号における時価とは厳密には異なる可能性があります。この点、投資信託協会は投資信託計理規則の一部改正(案)において、「組入資産の評価に当たり、本規則各条で定める規定に拠り難いと委託会社が判断した場合、時価の算定に関する会計基準に則り、委託会社が適切と判断した価格で評価すること」としているため、多くのケースでは引き続き東京証券取引所の最終相場が用いられると想定されるものの、必要に応じて他の市場の価格を使うことも想定されます。

(3) 気配値の取り扱い

会計基準第30号においては、時価として買気配と売気配の間の適切な価格を適用するとされています（同第35項）。一方、適用指針第31号においては、実務上の簡便法として用いられる仲値などの利用を妨げるものではないとも記載されています（同第9項）。そのため、出口価格とはいうものの、必ずしも仲値では問題がある、ということではなく、その点は誤解されることが多いため注意が必要となります。

証券投資信託の財務諸表における開示上の論点

会計基準第30号および適用指針第31号は金融商品の時価のレベルごとの残高などの開示拡充について定めています。また、2020年3月6日に改正公布された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、財務諸表等規則）および「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、中間財務諸表等規則）により、これらに基づいて作成する財務諸表および中間財務諸表については2021年4月1日以降開始する事業年度および中間会計期間から上記の開示拡充が適用されると考えられます。

証券投資信託も上記の開示が必要となる可能性がある一方で、多数の投資信託がさまざまなタイミングで決算を迎えることから、どのタイミングで適用されるのか、適用の可否、および実務上どのように対応するか、などが業界における論点となっています。こちらについては今後の動向を見てアップデートします。

証券投資信託保有者の財務諸表における会計上の論点

(1) 保有する証券投資信託の評価

「はじめに」に記載のとおり、投資信託の時価算定については、関係者との協議などに一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後1年程度をかけて検討を続けるとされました。そしてその後の検討を経て、時価算定適用指針改正案は企業が保有する証券投資信託（外国投資信託含む）をどのように時価評価するかについて定めています。その判定フローについては図表3で示すとおり、活発な市場で取引される上場投資信託（ETF）の場合、取引価格で評価されますが、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限（以下、重要な解約制限）が課されていない場合、基準価額を時価とします（ただし、時価算定会計基準における時価の定義を満たす他の方法により算定された価格の利用も可能です：時価算定適用指針改正案第24-2項）。一方、重要な解約制限が課されている場合、図表3の5.に記載の要件のいずれかに該当する時は、基準価額を時価と見なすことができるとされています（同第24-3項：以下、第24-3項の取り扱いを適用することを「みなし時価」の適用とする）。ここで以下の場合は重要な解約制限には該当しないとされています（同第24-4項）。図表3は理解のために時価算定適用指針改正案の規定を簡易的に記載したものであり、詳細な規定は原文をご参照ください。

（重要な解約制限にあたらない事例）

- (1) 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所等の取引停止などやむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約などを制限する場合など）
- (2) 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のために最低解約額を設定している解約制限
- (3) 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば、1カ月程度）解約制限

なお、基準価額は第三者から入手した相場価格に該当するものの、上記の規定に従い基準価額で評価する場合、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができるとされており(同第24-6項)、追加的な判断のための手続は必要ないとされています。

(2) その他論点

海外の投資信託については、情報の入手が困難である可能性を踏まえ、「みなし時価」を適用する際、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い(通常は1カ月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する)場合に限り(当該直近の)基準価額を時価と見なすことができるとしています(同第24-5項)。一方、時価算定適用指針改正案においては、重要な解約制限がないため「みなし時価」を適用できない場合であり、かつ時価の算定頻度が月次など、時価の算定日における情報の入手が困難な場合における取り扱いは明記されていません。

また、投資信託の解約などを行う際に投資家が負担する信託財産留保額は、売却に要する付随費用と考えられるため、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めないこととされています(同第24-14項)。

証券投資信託保有者の財務諸表における開示上の論点

上記の「みなし時価」を適用する場合、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項に定める事項の注記、いわゆる「レベル別開示」が不要となります。これは、「みなし時価」を適用した場合、基準価額に対して解約などに関する制限に起因する所定の調整(流動性リスクの調整)がなされず、調整を行った場合に利用するインプットのレベルについて把握できることから、このような状況下のレベル別開示にインプットのレベルが把握されず、他の金融商品とは別のルールによってレベルを分類された時価が混在してしまう可能性があり、財務諸表利用者にとって有用な情報とならないからです。

一方で、「みなし時価」を適用するものについては、仮にレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、以下のようなレベル3で必要とされる注記に準じた注記が求められます(同第24-7項)。

- (1) 「みなし時価」を適用しており、レベル別開示をしていない旨
- (2) 「みなし時価」を適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額
- (3) (2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表

なお、調整表を作成するにあたっては、以下を区別して示す

- ① 当期の損益に計上した額及びその損益計算書における科目
- ② 当期のその他の包括利益に計上した額及びその包括利益計算書における科目
- ③ 購入、売却および償還のそれぞれの額(ただし、これらの額の純額を示すこともできる)
- ④ 以下の異動の額
 - i) これまで「みなし時価」を適用しておらず、当期に「みなし時価」を適用することとした額(新規に「みなし時価」を適用した額)
 - ii) これまで「みなし時価」を適用していたものの、当期に「みなし時価」を適用しないこととした額(当期に「みなし時価」の適用を中止した額)

また、①に定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益およびその損益計算書における科目を注記する

- (4) (2)の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の時価算定日における解約などに関する制限の内容ごとの内訳解約などに関する制限の内容が異なる投資信託を複数保有している場合、「みなし時価」を適用するとした判断の前提となった解約などに関する制限の内容が類似する投資信託ごとに集計したうえで、集計した当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額に重要性があるものを対象として、解約などに関する制限の主な内容および貸借対照表計上額の合計額を注記することができる

証券投資信託保有者の財務諸表における会計上、開示上の論点に関する取り扱いの事例をまとめると以下のようになると考えられます。ただし、それぞれの商品の状況により実際の取り扱いは異なりますので、実際の会計処理は個別の証券投資信託の状況に応じて検討する必要があります。例えば、ETF の場合、市場における活発な取引がない場合、以下の取り扱いと異なる場合があります。また、特にレベル別開示における分類は会社の方針により結論が異なる可能性があるため、あくまで事例としてご認識ください。

(図表 2)

商品種類	属性	時価	第三者から入手した 相場価格	レベル別開示
ETF	市場における取引 価格(以下、市場価 格)あり*2	取引価格	該当なし	レベル 1
公募投資信託	市場価格なし 重要な解約制限なし *3	基準価額 (24-2)*4	図表 3 の 5.(1)から(3)のい ずれかに該当することで会 計基準に従って算定された ものであると判断するこ とができる (24-6)	当該基準価額での取引が活 発に行われている場合:レベ ル 1 上記以外の場合:当該基準 価額のインプットによりレベ ル 2 またはレベル 3
私募投資信託	市場価格なし 重要な解約制限なし	基準価額 (24-2)*4	図表 3 の 5.(1)から(3)のい ずれかに該当することで会 計基準に従って算定された ものであると判断するこ とができる (24-6)	私募は一般的には取引量が 少ないため多くのケースで はレベル 2 またはレベル 3 が想定される
	市場価格なし 重要な解約制限あり (一定の会計基準に 従った財務数値あ り)	基準価額を時価と 見なす取扱いの適 用が可能 (24-3)	図表 3 の 5.(1)から(3)のい ずれかに該当することで会 計基準に従って算定された ものであると判断するこ とができる (24-6)	別段追加注記(24-7)に従 い レベル別開示は不要、しか し、解約制限の内容などの 注記は必要
	市場価格なし 重要な解約制限あり (一定の会計基準に 従った財務数値な し)	基準価額に所定の 調整を加えた価格 など独自算定	会社が第三者から入手した 価格を利用している場合、時 価算定会計基準に従って算 定されたものであると判断す るための手続の実施が必 要 (18)	一般的には所定の調整が重 要であり、インプットを観察で きないがため多くのケースで はレベル 3 が想定される

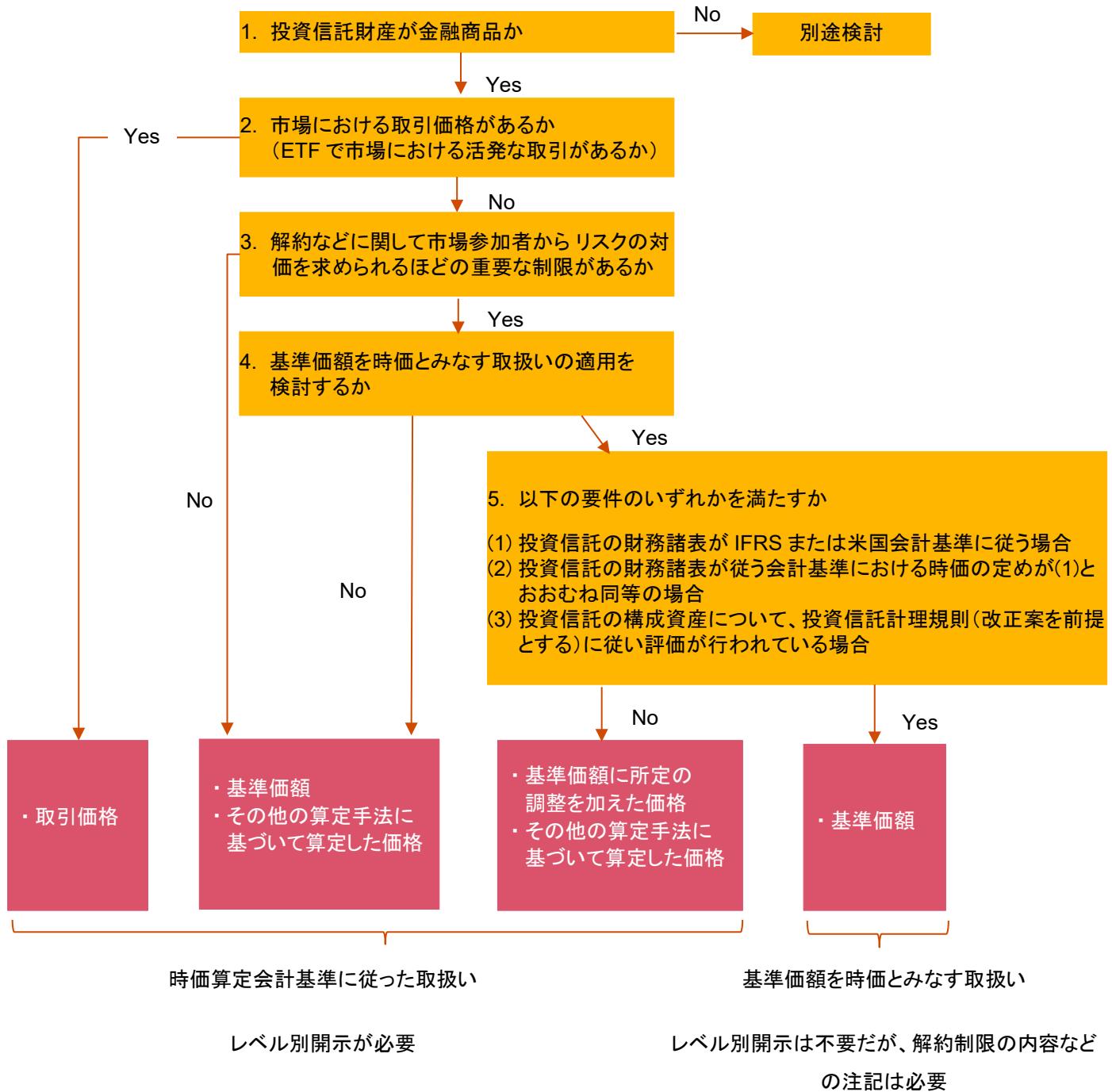
*1 ()内は時価算定適用指針改正案における項番です。

*2 ETFにおいては市場において活発な取引があることを前提としております。

*3 公募投資信託においては重要な解約制限が課されるケースは限定的なので考慮しておりません。

*4 時価算定会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用も可能とされていますが、実務的な観点でこ
こでは考慮しておりません。

(図表3)



(ASBJ「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」の公表」に基づき、筆者作成)

適用時期および経過措置

証券投資信託の財務諸表に関する論点については、開示についての議論はあるものの、従来の会計基準第30号および適用指針第31号にすでに定められている内容であることから、2021年4月1日以降開始する年度の期首から適用されることになります。一方、時価算定適用指針改正案で定める証券投資信託保有者の財務諸表に関する論点については、2022年3月31日以降終了する年度からの適用が想定されていますが(2021年4月1日以降開始する年度の期首から早期適用可能)、改正適用指針の適用初年度における「みなし時価」採用時の期首残高から期末残高への調整表の注記を省略することができるとされています。

まとめ

証券投資信託の投資の大半は証券またはデリバティブであり、会計基準第30号および適用指針第31号による実務上の影響は大きく、運用会社のオペレーション担当者はその影響を監査法人などと議論の上、見極める必要があります。また、特にレベル別開示が必要となる場合、システム対応の検討も必要となります。

一方、証券投資信託の財務諸表の開示のみならず、当該証券投資信託を保有する投資家の財務諸表にも影響を与えることから、運用会社においてはオペレーション担当者のみならず、営業担当者や場合によっては商品開発担当者も概要を把握しておくことが必要になると考えます。

内容にご質問などございましたら、以下の問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC あらた有限責任監査法人
第三金融部(資産運用)
パートナー 榊 原 康 太

PwCあらた有限責任監査法人 第三金融部(資産運用)
お問い合わせフォーム

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつことによって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2021 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.